

平成30年第13回

荒川区教育委員会定例会

平成30年7月13日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

平成30年荒川区教育委員会第13回定例会

- 1 日 時 平成30年7月13日 午後1時30分
- 2 場 所 特別会議室
- 3 出席委員 教 育 長 高 梨 博 和
教育長職務代理者 小 林 敦 子
委 員 坂 田 一 郎
委 員 高 野 照 夫
委 員 小 池 寛 治
- 5 出席職員 教 育 部 長 阿 部 忠 資
教育総務課長 山 形 実
教育施設課長 平 野 興 一
学 務 課 長 小 堀 明 美
指 導 室 長 瀬 下 清
生涯学習課長 浦 田 寛 士
地域図書館課長 成 瀬 慶 亮
書 記 佐々木 希久子
書 記 小 川 綾 一
書 記 早 坂 利 春
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 27 号 荒川区いじめ防止基本方針の改訂について(案)

(2) 報告事項

ア 平成 30 年度荒川区中学校防災部連合行事釜石市等被災地訪問の実施について

イ 平成 31 年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について

ウ 第 39 回「あらかわの伝統技術展」の報告について

エ 区議会定例会・6 月議会について

(3) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会第13回定例会を開催いたします。

まず、初めに出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員御出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、坂田先生、小池先生、御両名にお願いしたいと存じます。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。本日は、審議事項1件、報告事項4件となっております。

初めに、議案第27号「荒川区いじめ防止基本方針の改訂について(案)」を議題といたします。瀬下室長、説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例に基づき設置いたしました、荒川区いじめ問題対策委員会の荒川区いじめ防止基本方針の改訂案に関する答申に基づき、荒川区いじめ防止基本方針の改訂(案)がまとまりましたので、別紙のとおり御提案を申し上げます。前回の教育委員会で先生方から頂戴いたしました御意見を反映させていただきまして、一覧表で前回の答申案から変更した点につきまして、お配りをしてございます。一覧表を御覧ください。前回の答申案から変更した点、三つございます。

表の一つ目のところでございます。第5、いじめ問題への基本的な考え方というところでございます。改訂(案)でいいますと4ページになるところでございます。これまで「速やかに、学校全体による組織体制で解決を図る」という文章でございましたが、その中に「家庭と連携を図り」という言葉を入れさせていただきまして、「速やかに、家庭と連携を図り、学校全体による組織体制で解決を図る」という文言にさせていただきました。

二つ目の変更点でございます。表の二つ目でございます。こちら、同じくいじめ問題への基本的な考え方の7、学校、家庭、地域及び関係機関との連携の強化というものでございます。前回は、7で一つの項目として作り上げた文章でございますが、今回、改訂案でございますが、二つに分けまして、特に8番に項目を起こして、「保護者の役割」というところを強調させていただいて、この文章ということで、法第9条を強調して載せてあるものでございます。ここが二つ目でございます。

三つ目でございます。この一覧表のページをめくっていただきまして、一番最後の表のところでございます。様式1というところになってございます。実際に様式1をお付けしてございます。こちらの表でございます。「(様式1)いじめに関する児童生徒等の記録(個票)」でございまして、こちらの裏面の学校名、学年組、ふりがな、氏名ですね。こちらが書いてある下の(12)その他、指導上参考になることの後ろに括弧付で(家庭状況など)ということで、前回頂戴いたしました、家庭の様子もきちんと記録に残そうということで、

こちらに記述で残していくという案に改訂をさせていただきました。

今回の3点につきましての改訂案でございます。

以上でございます。

教育長 ただいま説明をさせていただきましたが、本件につきましては、前回、そしてまた前々回にも御議論をいただき、先生方の御意見を踏まえて、改めて案としてお示しをさせていただいたところでございます。この件につきまして何かございますでしょうか。

小池先生、どうぞ。

小池委員 先回の荒川区いじめ防止基本方針に比べて改善が図られたと思います。ただ、いじめ防止対策推進法に規定されているのと比べると、ややちょっと物足りない感じがいたします。特に、いじめ防止対策推進法の基本的な考え方というのは、4者なのですね。国、地方公共団体、学校及び教師、それと4番目の家庭、家族の責務という、「保護者の責務」という形で明記されているのですね。保護者の責務というのが第1点。それから、保護者の責務というのは、いじめる側に対するのと、それからいじめられる側の保護者、その両方について、それぞれ17条、18条で言及されているのですね。いじめる側に対しては助言で、いじめられる側に対して支援という形ではっきり明記されているのです。その点がちょっと曖昧になっているのが気になるところです。

したがって、改善であることは認めますけれども、「保護者の役割」という、6ページではなくて、むしろ5ページの5と6の間に、「保護者の役割」というか「保護者の責務」、「責務」にはこだわりませんが、むしろ教職員の次に入れたほうがいいのではないかと。一番最後にある、何となくつけ足し的な感じは避けたほうがいいのかなという感じがいたします。

それから、この中で、教育基本法10条というので、これは9ページ、6の後ろの方ですけれども、教育基本法10条があります。これは、引用すべきはむしろいじめ防止対策推進法、いわゆる法の第9条に言及したらどうかと思います。教育基本法10条は極めて一般的な規定ですから、本来はいじめに特化して、公法ですから、こちらの方に言及するのがベターだと思います。

以上です。

教育長 ただいまの御意見につきまして、指導室、いかがでしょうか。

指導室長 保護者のところにつきまして、まず1については、最後の方に何かつけ加えたような感じがするという点について、まず場所を変えさせていただきます。また、保護者の責務について、いじめる側、また、いじめられる側につきまして、これを反映させていただけるように、また考えさせていただくということによろしいでしょうか。

教育長 あと、9ページの学校と家庭及び地域との連携の引用を、教育基本法第10条ではなくて、「いじめ防止対策推進法に鑑み」ということにしたほうがいいのではないかということですが、どうですか。

指導室長 その点も、この場所を内容として変更させていただきます。

教育長 小池先生、それでよろしいでしょうか。

小池委員 ええ、いいです。

教育長 そのほか、ございますでしょうか。

坂田委員 確かに第5のところは、1から4まではわかるのですが、そこから後が、どういう考え方で並んでいるのかが確かにわからなくて。どうなのですかね。確かに5の後に8が来たほうが、整理としてはそうかなと思うのですが。6は何か基本的な考え方の中に入っているのですが、6がちょっと各論的なことなので、6はむしろ最後の、これこそ最後の方がいいような気がします。そういう意味で、「教職員」が来て、「保護者の役割」が来て、「学校、地域」。本当は「家庭」なのかもしれないけれども、「連携強化」が来て、最後に「インターネット」は、最近の特別的な事情というのも整理としてはあるかなと思います。

教育長 では、事務局、そういった方向でよろしいですか。

指導室長 はい、わかりました。

教育長 確かに「インターネットを通じて行われるいじめ対策」というのは、具体的過ぎてしまうから、後ろの方でもいいのかもしれませんが。

坂田委員 重要な事項ではあるのですがね。

教育長 加えて、ただいま小池委員から改めて「保護者の役割」ではなくて「保護者の責務」という形に、やはり国の法律を踏まえて、「責務」にしたほうがいいのではないかという御意見もありましたけれども、その点についてはいかがでしょうか。

坂田委員 その点については、ほかとのバランスもちょっとあるかなとは思うのですね。そうすると、5は「教職員の指導力の向上及び組織的対応」なので、逆に、保護者だけ「責務」というのは、ちょっと強いのではないかと。

教育長 わかりました。では、小池先生、そこら辺はバランスを考慮して、ここでは「保護者の役割」ということでよろしいですか。

小池委員 そうですね。

教育長 では、ただいまいただきました御意見を整理させていただきます。方針の第5、いじめ問題への基本的な考え方について「教職員の指導力の向上及び組織的対応」の次に「保護者の役割」という形にさせていただき、第7が「学校、家庭、地域及び関係機関との連

携の強化』。そして、8に「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策」という形に、順番を変更させていただきます。

また、9ページ、「学校と家庭及び地域等との連携」について、「家庭に対し、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう」という文言について、その寄って立つ法の規定を教育基本法ではなくて、いじめ防止対策推進法の当該条文に変えるということにしたいと思います。

そのほか、先ほど説明させていただきました様式1（個票）に、「指導上、参考になること」に「(家庭状況など)」ということで、具体的に必要があれば、家庭状況についても記入する、記載するということ。高野委員、よろしいでしょうか。

高野委員 はい、いいと思います。

小林委員 「保護者の役割」ということで、新しくつけ加えたのは非常にいいことだと思えます。ただ、いじめの背景に、家庭がかなり孤立した状況にあるということもあるので、あまりに責務を強調しすぎると、かえって孤立してしまうのかもしれない。保護者を孤立させないような形で、保護者、地域住民、児童相談所等の連携を十分に考慮する必要があるかと思っています。

教育長 ただいま皆さんからいただいた御意見を踏まえて「保護者の役割」ということで決定するのと、あわせて、この7番で「家庭、地域及び関係機関等の連携の強化」についても、きちんと7番として記載するという形をとりたいと思います。

それでは、以上の修正をさせていただくことを前提とした上で、本件につきまして、御異議がなければ、これを決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 それでは、そのとおり決定とさせていただきます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

初めに、報告事項ア「平成30年度荒川区中学校防災部連合行事釜石市等被災地訪問の実施について」を議題といたします。瀬下室長、説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、「平成30年度荒川区中学校防災部連合行事釜石市等被災地訪問の実施について」、御説明を申し上げます。

目的でございます。被災地を訪問いたしまして、東日本大震災の教訓から防災について学ぶ機会といたします。また、語り部の方の講話や釜石市立釜石東中学校との交流を行いまして、「助けられる人から助ける人へ」という自助・共助の意識と思いやりの心を育ててまいりたいと考えているものでございます。

実施日でございます。8月1日から8月2日、1泊2日でございます。

訪問場所は、記載のとおりでございます。

対象の参加者でございます。中学校防災部2年生、代表20名、各校から男女1名ずつでございます。今回の団長の校長先生は、第三中学校の清水校長先生でございます。教員が4名引率、指導主事が1名同行させていただく予定でございます。

宿泊先は、陸中海岸グランドホテルでございます。

主な活動について、1日目が、この旧防災対策庁舎の訪問をいたしまして、津波記念碑の訪問、語り部の方のお話を伺う学習会、そして、2日目に釜石市立釜石東中学校との交流を行う予定でございます。

今後の予定につきましては、事前学習、直前学習などを行い、また、事後学習を行いまして、9月3日に報告会を開催する予定でございます。ゆいの森で15時からのご予定で考えているものでございます。

以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

実は、昨年もこの被災地訪問をしたのですが、その報告会の際に、語り部の方がわざわざゆいの森までいらしてくださいまして、お話をさせていただいて、荒川区の中学校防災部の生徒さんたちは、大変規律正しく、その行動も立派でしたということで、お褒めの言葉もいただいています。また、釜石東中学校の先生方からは、今、釜石市の子どもたちも震災の記憶がだんだん風化している中で、釜石東中学校にとっても、他の自治体の中学生たちと交流することで防災学習上も大変有益であるということで、ぜひ続けたいと、釜石市側からもお話を聞いておるところでございます。

それでは、ぜひ今年も中学生たち、頑張ってきていただいて、報告会、先生方もお時間がありましたら、9月3日午後3時から、ゆいの森ホールで行いますので、お聞きいただければと思っております。

では、よろしいでしょうか。

続いて、報告事項「平成31年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について」を議題といたします。小堀学務課長、説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、「平成31年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について」、御説明をいたします。

1の受入可能数設定の基本的な考え方は、例年どおりで変更はございません。学区域内の入学予定者数と学校の教室数を勘案しまして、受入可能な学級数及び人数を設定した上で、小学校は隣接区域の選択制、中学校については自由選択制としてございます。

2と3の受入可能数でございます。昨年度と変更がございますのは、中学校の諏訪台中学校のみとなっております。こちらにつきましては、学区内の入学予定者の数が昨年より多くなっておりまして、1学級多い受入学級数を設定してございます。また、汐入地区の汐入小学校、汐入東小学校、第三中学校につきましては、今年度も引き続き学区内のお子さんと定員数がいっぱいということがございますので、受入制限校とさせていただきます。

4の学校選択制度の具体的実施内容でございます。こちらについても例年どおり変更はございません。学区内の学校を御希望された方は全員その学校に入学でき、受入可能数を超える希望があった場合には、通学区域外からの希望者について抽選を実施いたします。

裏面の今後の予定を御覧ください。今後は9月に区報掲載、また同中旬に学校紹介誌を入学予定者に配布し、10月末日に入学予定校の希望申込を締め切りまして、12月の5日、6日に公開抽選を実施いたします。小学校については、繰り上げの最終が2月16日、中学校については、私立の中学校の入学の結果等を待ちますので、少し遅めの3月1日に最終繰り上げを行っていく予定となっております。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

ちなみに、私から、来年度の学齢数は、今年度と比べて増減はいかがでしょうか。

学務課長 来年度の学齢数は、今年度と比べると全体では少し減っています。小学校が、昨年度が1,737人、来年度が1,611人の予定です。中学校につきましては、昨年度というか、今年度の1年生ですけれども1,444人、来年度は少し増えて1,520人になっています。

教育長 来年度は減るということですね。

学務課長 小学校が少し減ります。

教育長 その年度が谷間になっているということですか。

学務課長 全体としては右肩上がりなのですが、年度によって少しずつ増減しながら、増えていくという感じだと思います。

教育長 大きな再開発があると、年度ごとで子どもの数が増減してしまったりというのがあるのですけれども、来年度も含めて、しばらくの間、荒川区の小中学校は、子どもたちの人数が増えていく傾向にはあるということでございます。

ちなみに、今年度、抽選になった学校は小学校と中学校で、それぞれどこでしょうか。

学務課長 小学校につきましては、瑞光小学校、峡田小学校、尾久小学校、ひぐらし小学校、中学校については尾久八幡中学校のみでした。

教育長 大体地区の中心校がなっているのですね。瑞光とか、峡田とか、尾久とか。

学務課長 4校になったのは久しぶりだったのですけれども、今回は、たまたま地域ごとに抽選校がある感じにはなりました。

坂田委員 確かに瑞光については、前回、4月にも御説明がありましたけれども、学区の少し外側で人口が増えていたりするのが、影響があるのかなと思います。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、了承といたします。

続きまして、報告事項ウ「第39回『あらかわの伝統技術展』の報告について」を議題といたします。浦田生涯学習課長、御説明をお願いします。

生涯学習課長 第39回「あらかわの伝統技術展」の報告についてでございます。

ポイントでございます。江戸時代から受け継がれた伝統工芸技術の手作りの素晴らしさを広く紹介する事業として開催いたしました伝統技術展につきまして、御報告するものでございます。

会期は7月6日から8日でございますが、6日の開会式には、小池委員、御出席賜りありがとうございました。会場は総合スポーツセンターでございます。参加職人は62人、3団体でございます。内訳は記載のとおりでございます。

4の入場者数でございますが、1万8,000人ございまして、うち学校見学におきましては、小学校全校の4年生の児童の皆さんと南二中の中学1年生の皆様、1,613人でございます。総人数が、昨年の1万6,000人より2,000人上回る数でございます。

内容の5といたしましては、応援フェアでの売り上げ、義援金をこの記載のとおり金額を寄附するものでございます。

6の主なイベント、目玉といたしましては、今回より(3)番の若手職人展示コーナー「荒川の匠育成事業」、こちらのコーナーを新設いたしまして、こちらにつきましては、現在の匠育成の職人の卵の方たちから要望があり、これを伝統工芸技術保存会の方々から了承をいただいてブースを新たに設置して、実現したものでございます。それ以外につきましては記載のとおりとなっております。

大変雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 本件について、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

小池委員 私も開会式に行ったのですけれども、これは、今年39回、来年は40回になるのですよね。よく続いたなと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。

小池委員 大変いい事業だと思います。行ってきた孫娘から聞いたのですけれども、スポー

ツセンターが来年は大規模修繕工事に入るので、あそこを使えないのですね。そうすると、別の場所であれだけの広さを持っているところがありますか。あるいは、どこか別のところ、40回という記念すべき年だから、どこかいいところがありますかね。

生涯学習課長 正式な決定とはまだなってございませんが、今、鋭意検討を進めて、候補地としましては日暮里のサニーホールでございます。先生がおっしゃいますとおり、あれだけの規模はなかなか難しいというのが現状でございます。

教育長 サニーホールでは狭いでしょう。2階の方がいいのではないですか。

生涯学習課長 2階が、2年以上前から予約が入っている状況です。搬入、搬出を含めると、1週間程度を押さえなければならなく、それだけの期間をあそこのラングウットルームを押さえるというのが、もう2年前から検討していたことなのですが、難しいというところが現状でございます。産業展があちらにシフトして、産業展が去年からサニーホールで実施をしておりますけれども、確かに広くはないのですが、工夫をして、40回という記念の回でもございますので、しっかり検討していきたいと考えてございます。

教育長 ぜひ、来年度の40回大会がすばらしいものになることを、場所の選定も含めてお願いしたいと思います。

加えて、私から1点、若手職人展示コーナーを初めて設けたということなのですが、その若手職人の方たちの御感想とかはいかがでしたか。

生涯学習課長 より緊張感を持って取り組めたという意見をいただいております。初日の金曜日の5時半からは懇親会を総合スポーツセンターの4階の方で行っておりますが、そこに私も出席をさせていただいて、直に若手職人の方とお話したのですが、やはり親方といいますか、職人さんと同じレベルのブースを設営、運営していくということですので、それぞれ個々人の緊張感を上げるとともに、また、より一層連携して、自主的に事前に集まって打ち合わせをしたりとかということをしてございます。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項「区議会定例会・6月会議について」を議題といたします。では、阿部部長、お願いします。

教育部長 今回、区議会定例会・6月会議の一般質問の内容でございます。4人の先生方から11項目にわたって御質問がありました。

一つ目でございますけれども、学校における働き方改革プランの策定についてということで、並木一元議員、自民党でございます。答弁といたしましては、国では平成29年12月、中央教育審議会において中間の取りまとめを行い、本年2月には緊急対策を策定いたしました。また、東京都教育委員会でも、推進プランを策定し、学校の実態を勘案しながら

ら、具体的な取組内容などを盛り込んだ実施計画を平成31年度末まで策定することが求められております。教育委員会としては、教員の勤務の実態を十分に把握し、平成31年度末を待つことなく、働き方改革プランを早急に策定していくといった内容でございます。

続きまして、裏面でございますが、同じく並木一元議員です。部活動における外部指導員制度の充実についてです。答弁といたしましては、国では本年3月にスポーツ庁がガイドラインを策定し、都も本年4月に方針を策定しております。一番最後になりますが、今後、国や都のガイドラインを踏まえつつ、校長会とも十分な調整を行ったうえで、早急に部活動のあり方について指針をまとめていくとともに、外部指導員の拡充を始め、子どもたちの将来のために部活動の充実を図っていくといった回答でございます。

続きまして、中島義夫議員、自民党でございます。プログラミング教育においては、専門家を外部人材として活用し、指導していくのがよいと考えるが、教育委員会の見解を問うとなっております。答弁といたしましては、現在、第二日暮里小学校においては、レゴロボットを使ったプログラミング学習を実施したり、コンピュータを使わないフローチャートの作成を通して児童に考えさせたり、話し合わせたりする授業を通して論理的思考力を育成する学習活動を行っている。また、原中学校ではタブレットパソコンにプログラミング用の専用ソフトを入れて、プログラミング言語を用いながら学習を行っている。荒川区では、このような先進的な取り組みについて、区内教員に公開し、区全体で学ぶ機会を設け、研究・研修を進めている。プログラミング教育は非常に専門性が高い学習活動であり、外部人材を活用した授業を実施していくことは、大変効果が高まるものと認識している。教育委員会としては、外部の専門家を活用し、教師と一緒にプログラミングを指導していくことで、子どもたちの論理的思考力をより一層高めることができるよう取り組んでいくといった内容でございます。

続きまして、同じく中島義夫議員。アクティブラーニングの授業は、専門家から研修を受け、生徒目線に立って指導していくことが望ましいといった内容でございます。答弁といたしましては、3段落目のところですが、アクティブラーニングを実施するに当たっては、教師自身が不断の授業改善を行い、学びの質を高め、子どもたちにとって主体的・対話的で深い学びとなるよう授業改善を行っていくことが重要である。そのためには、教師自身が互いに学び合い、子どもたちが主体的に取り組める学習活動のあり方や、教師の役割などをしっかりと学ぶことが大切だと考えている。最後のところになりますけれども、教育委員会としては、教師を対象とした研修会等において、外部講師を活用するなどして、教師が学びを深め、子どもたちが主体的・対話的で深い学びを行えるよう、学校現場を支援していくということです。

続きまして、中村尚郎議員、公明党でございます。学校施設の今後のあり方ということで、個別施設計画の策定に当たっては、庁内横断的な組織により検討を進め、適正規模等の対策や社会教育施設との複合化についても検討するべきといった内容です。答弁といたしましては、2段落目です。学校施設は、区が保有する公共施設の用途別面積で約5割を占めており、区全体の財政面への影響は大きなものになる。教育委員会としては、学校施設の長寿命化に向けた取り組みを計画的に推進するため、現在、個別管理計画の策定を進めており、将来的な建替えを見据え、関係部署と連携し、鋭意検討を進めていく。建替えに当たっては、人口動向を踏まえた推計により、学校施設の適正規模や適正配置、さらに限りある公共施設を有効活用するための施設の複合化を検討する視点が欠かせない。教育委員会としては、学校施設の今後のあり方について、関係部署と緊密に連携を図りながら調査・研究し、取り組んでいくといった内容でございます。

裏面になりますが、同じく中村尚郎議員です。学校体育館について、空調設備に加えて、シャワー室、更衣室などを早急に構築し、快適な避難所に整備すべきといった内容です。3段落目でございますけれども、教育委員会では、平成28年度から3カ年で全小中学校のトイレの洋式化に取り組んでおり、今年度をもって整備が完了する予定となっております。さらに、全小中学校体育館への空調設備の設置に向けて、今年度、モデル体育館で空調効果等の検証を実施する。更衣室やシャワー室等については、避難所での生活をより快適に過ごす上で必要な機能の一つと認識しておりますが、既存の体育館ではスペース面等での制約といった課題もあることから、今後、防災関係部署と連携しながら調査・研究していくといった内容でございます。

続きまして、同じく公明党の中村尚郎議員で、屋内プールの温水化による共有化や民間プールの利用により、学校プール跡地の有効活用やコスト削減を図るべきといった内容です。2段落目のところですが、学校プールについては、地上据置型が小中学校合わせて15校、屋上設置型が14校、うち2校に可動式の屋根がついております。そのほか、地下埋込型が3校、組立設置型が2校となっております。荒川区では、共有化できる屋内プールが2校と少なく、またその2校でも夏季以外は児童・生徒の貴重な運動スペースとして活用されていることや、共有化した屋内プール等へ移動する際の安全確保など、検討すべき課題も少なからずある。教育委員会としては、学校プールのあり方を含め、将来を見据えた学校施設の有効活用について、引き続き調査・研究していくといった内容でございます。

続きまして、裏面ですが、小島和男議員、共産党でございます。特別支援教室の充実についてということで、一つ目が日暮里地域に拠点校を設置することでございます。3段落目

の中段のところにありますが、拠点校については、東京都のガイドラインにより実情を考慮して配置するものとされ、荒川区では、通級指導学級の設置校であった第四峡田小学校、尾久宮前小学校の2校に加え、制度実施当初に第二瑞光小学校を拠点校として新たに設置した。特別支援教室を利用する児童数については、制度導入前の168人から、現在263人へと増加しており、教育委員会としては、既に、日暮里地区に拠点校を設置する方針を決め、具体的な検討を進めているといった内容でございます。

続きまして、同じく小島和男議員。特別支援教室の充実で、年度途中の児童数増に対応した教員の加配を都に求めると同時に、区独自に教員を配置することといった内容でございます。答弁といたしましては、特別支援教室においては、任命権者である東京都教育委員会が基準に基づき、在籍する児童10名につき1名の割合で担当教員を配置しており、年度の途中に児童が増加した場合でも教員は加配されていない。特別支援教室では、在籍する児童に対して、担当教員のみが対応するのではなく、学校全体で対応することが大切である。最後ですが、教育委員会としては、東京都教育委員会の制度を踏まえ、適切に特別支援教室の運営を行っており、区独自に教員を加配する考えはないといった内容です。

続きまして、裏面、同じく小島和男議員で、特別支援教室の充実で、専用教室を整備し、それぞれの児童の指導内容に即した備品を充実することといった内容です。答弁といたしましては、特別支援教室の整備に当たっては、文科省の手引きにおいて、専用教室でなくても既存のスペースを活用して指導を行うことが示されております。また教室の空き状況などの実情に応じて各区市町村が判断するものとされている。荒川区では、16校で専用教室を整備し、8校で教室を併用しておりますが、教室の形態に関わらず、それぞれの児童の状況に応じた適切な指導を行っている。平成29年に特別支援教室を開設するに当たって、各学校に必要な備品等の調査を行い、その状況に応じて、エアコンを設置したり、移動可能な衝立を配置するなど、環境の整備を行ったところである。さらに、個々の児童の状況に即した教材教具を選定し、児童の能力に応じた指導ができるよう取り組んできたところである。教育委員会としては、今後も個々の児童に応じたきめ細かな指導ができるよう、さらなる環境の充実に努めていくといった内容でございます。

最後でございます。同じく小島和男議員が、特別支援教室の充実で、教育相談センターの心理専門相談員を増員し、丁寧に相談に応じて児童の支援につなげることといった内容でございます。答弁といたしましては、荒川区では、教育センターに心理専門相談員を配置し、区立幼稚園及び小学校には月1回から4回、また区立中学校においては週1回巡回訪問をしている。また、東京都教育委員会からも、すべての区立小中学校にスクールカウンセラーが派遣されており、週1回巡回訪問を行っている。そのため、各学校において心理

専門相談員とスクールカウンセラーが連携し、子どもや保護者に対して、課題の解決に向け、カウンセリングを通して支援し、丁寧に対応を行っている。教育委員会としては、心理専門相談員のきめ細かい支援の充実とさらなる有効活用を図り、子どもや保護者が安心して相談できる環境の整備に努めていくといった内容でございます。

以上、今回の6月会議の一般質問の内容でございます。

教育長 今回、教育関係の質問が多く寄せられまして、私と阿部部長で分担して答弁したところでございます。この件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

小林委員 中村議員の屋内プールの温水化による共有化というのが、よくわからないのですが、どういった質問だったのですか。

教育部長 質問の内容としては、各学校にプールがあるのは無駄ではないかと。学校が狭いのでプールを全部廃止して、例えば屋内プールがあるところに、児童あるいは生徒が行って共有をしたら、そのなくなった学校プールの跡地を有効活用できるのではないかという趣旨の御質問でした。

教育長 年間を通して温水プールにすれば、夏場だけではなくて、年間を通じてプール指導ができるというものです。

教育部長 1年間を通して。加えて、民間のスポーツ施設に委託をすれば、専門的な水泳指導もしてもらえし、教員の負担軽減にもなるでしょうし、そういった意味でのコストの削減ができるのではないかとか、そういうことを御質問されてきたということです。

教育総務課長 佐倉市でそういった例があるということです。

小林委員 千葉の佐倉市ですか。

教育部長 そうです。ただ、全校でやっているわけではないです。

教育長 民間のプールの近くに学校があれば、そこと契約して学校がプールの授業で使うということはできるかもしれないのですけれども、なかなか難しいのが、民間のプールの場合だと水深が結構深いので低学年の子たちが使うときにはどうするかとか、時間帯によっては結構平日も民間のプールはキッズの教室とかをやったりしているので、学校が使いたい時間帯で使えるかどうかというのも難しいところがあります。

小林委員 ほかの学校に行く場合でも、どうやって行くのかと、そこで問題がありますよね。

教育部長 そうです。安全対策も必要ですので、そういった意味では、決して負担軽減にはならないのではないかとともに思います。

坂田委員 でも、これ自体はちょっと難しいと思いますけれども、従来にとらわれず、いろいろ考えてみるというのはいいかなど。

教育部長 公明党の中村先生自身も「大胆な発想で」という言い方をしています。

高野委員 もう一つ、続いて同じようなことですが、体育館にシャワーを付ける、それはとてもいいアイデアなのですが、区としては、重点的に避難する学校というのは決まっているのですか。そうであれば、そこに集中して投資してもおかしくはないと思うのですけれどもね。

教育部長 学校施設全部が避難所になっております。

高野委員 それでは、全部につくらなければいけないということになりますね。

教育部長 すべての学校で改修整備が必要で、今回は空調を設置することとしています。いろいろ被災地の状況を見ると避難生活も長期化していくと、シャワーだとか、更衣室があったりとか、そういうものも備えていたほうが生活もしやすいのではないかとということで、そういうこともやったらどうかという御質問なのでけれども、シャワー室や更衣室を設置しなければならないといった基準はないです。

高野委員 ないですね。でも、あれば、そういう意味ではいいですが。

教育総務課長 補足でよろしいですか。実際は、災害時になりますと、一次避難所は体育館なのですが、水道も含めて、自衛隊に体育館の横に仮設の風呂とか更衣室とかをつくっていただく形になるのです。もし区がシャワー室を設置したとしても、その排水がちゃんといかないと、あっという間にあふれてしまうので、実際の災害計画の中では設置しないで応援で頼むという形になっています。

教育長 一方で、シャワーの設備をつくってはどうかというのは、これは災害と関係なくありまして、今、特別支援のお子さんたちのためにも、保健室の一部にシャワー機能があるとありがたいと、学校側からも要望も受けていたりもしております。ですので、災害対策とは別にそういったことも考えていく必要があるのかもしれないですね。

小林委員 中島義夫議員が、アクティブラーニングの推進についてということで、専門家から、その研修を受けることが質問内容としてありました。これは非常に重要ですが、研修を受けるとともに、研修を受けた後、1人1人の先生が自分で研究をすることはとても大事だと思うのですね。その意味では、学校における働き方改革が極めて大切です。

教育長 指導室長、何かありますか。

指導室長 今、先生がおっしゃったとおりだと思うのですが、教員自身がアクティブラーニングを経験して、自分の経験を生かして、授業で子どもたちにアクティブラーニングをしながら教えていくと、そういうものにしていきたいと。

教育総務課長 働き方改革につきましては、今年度はプランを策定する予定になってございます。教員が本来教えるべきところに集中できるよう、学校長会とも議論しながら、削減に

努力してまいります。

小林委員　そうですか。よろしくお願いいいたします。

教育長　本来的な研究に割ける時間をね。

小林委員　そうですね。はい、わかりました。

教育長　よろしいでしょうか。

報告事項については、すべて終了いたしました。

そのほかの報告事項として、7月から9月の教育委員会関係行事をお付けしてございます。

これにつきまして何かございますでしょうか。結構、図書館でのいろいろな行事が多いようです。ふるさと文化館も多いですね。

小林委員　これは、夏休み子ども博物館とかですかね。

教育長　そうですね。

また、先生方が御覧になっていただいて、ぜひ御視察、御参加していただけるものがありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思っております。

そのほか、事務局から連絡事項等はございますでしょうか。

教育総務課長　特にございません。

教育長　教育委員会の日程をお付けしてありますけれども、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、教育委員会第13回定例会を閉会とさせていただきます。

了